

# 須坂市女と男がともに参画する 社会づくり条例



市民一人ひとりが互いに尊敬しあい  
いきいき暮らす須坂市をめざして

須 坂 市

# 須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例

平成22年12月17日公布・施行

この条例は、女と男がともに参画する社会づくりを推進するため、基本理念を共有し、一人ひとりが互いに尊敬しあい、家庭や学校、職場、地域などでそれぞれの個性と能力を十分発揮できるよう、市・市民・事業者が協働して取り組むことをめざしています。

## 条例制定の経過

平成21年10月、男女共同参画社会づくり推進に関する条例の必要性について「須坂市男女共同参画推進委員会」からの提言を受け、市は、平成22年4月、「須坂市男女共同参画社会づくりに関する条例策定委員会」を設置、策定委員には、須坂市男女共同参画推進委員を含む農業、企業、教育など各分野から18名を委嘱しました。策定委員会で審議を重ね、パブリックコメントなど市民のみなさんからのご意見もふまえ条例案がまとまりました。市は、平成22年10月、条例案の提言を受け、平成22年12月の市議会に「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」を提案し、全会一致で可決されました。

## 名称にこめた思い

条例の名称については、市民のみなさんに気にとめていただくことで、男女共同参画についての啓発や意識の高揚につながると考え、策定委員会で審議しました。「女」も「ひと」、「男」も「ひと」であり対等であるという認識をみんなが持つことが大切であるということ表現し、また、女も男も個性と能力を十分に発揮できる社会づくりをめざすという考えから「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」としました。

# 須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例 構成

## 前 文

### 第1章 総則

目 的		第1条
用語の意義		第2条
基本理念		第3条
責 務	市の責務	第4条
	市民の責務	第5条
	事業者の責務	第6条
性別による人権侵害の禁止等	性別による差別的取り扱いの禁止等	第7条
	公衆に表示する情報に関する留意	第8条

### 第2章 女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する基本的施策

男女共同参画計画等	男女共同参画計画	第9条
	施策の策定にあたっての配慮	第10条
	財政上の措置	第11条
	施策の実施状況の検証・公表等	第12条
市の基本的施策	広報啓発活動の充実	第13条
	教育及び学習の機会の充実	第14条
	家庭生活における活動と他の活動との両立支援	第15条
	自営業における環境整備	第16条
	調査研究の推進	第17条
	市民等の活動に対する支援	第18条
	附属機関の委員等の構成	第19条
	苦情及び相談への対応	第20条
	推進体制の整備	第21条

### 第3章 須坂市男女共同参画推進委員会

設置、任務、組織、任期、会長及び副会長、会議、部会 第22～28条

### 第4章 雑則

補則

第29条

# 1 前 文

日本国憲法において、国民の権利として個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。  
また、私たちの国においては、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組と連動しながら進められてきました。

須坂市においても、真の女と男がともに参画する社会実現に向けて、男女共同参画計画を策定し、関係団体等と連携し様々な施策を推進してきました。

しかし、家庭や地域、職場などにおいて性別による役割分担を固定的にとらえる意識や社会慣行が依然として根強く存在し、真の男女平等の実現にはまだ多くの課題が残されており、なお一層の女と男がともに参画する社会づくりの推進が必要です。

この条例を策定するにあたり、条例の名称に、女と男は「ひと」と「ひと」として等しく支え合い生きていくものであること、また、その個性と能力を十分に発揮してほしいという願いをこめました。

ここに市、市民、事業者は、女と男がともに参画する社会を実現することを決意し協働して、女と男がともに参画する社会づくりを推進するため、この条例を制定します。

これまでの経過、須坂市の取組と課題、名称への思い、須坂市がめざす女と男がともに参画する社会づくりへの決意を明記しました。

# 2 目 的

## 第1章 総則

**第1条** この条例は、女と男がともに参画する社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、女と男がともに参画する社会づくりを総合的、計画的に推進することを目的とします。

## 条例の特徴

- ・女と男がともに参画する社会づくりを推進するためには、条例を読んで理解することが大切であると考え、文体は「です・ます」調とし、分かりやすい表現、言葉を用いた条文としています。
- ・市、市民、事業者が協働して、女と男がともに参画する社会づくりを推進するため、前文と第4条から第6条（責務）にその意思を明記しました。各々が主体となり対等な立場で協議して取り組むことが重要と考え、「協働」という表現を使っています。
- ・須坂市の産業の特徴のひとつとして、農業や商工業などにおける家族を中心とする経営が多いことがあげられます。このことから、第16条に、自営業における環境整備について明記し、農業の分野で進められている「家族経営協定」を条文に入れ、その他の自営業のみなさんにも広く周知し、取り組みを進めていきます。

## 3 用語の意義

### 第1章 総則

- 第2条** この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。
- (1)女と男がともに参画する社会づくり 女と男が社会の対等な構成員として個性と能力を十分発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受けるとともに責任を担う社会を形成することをいいます。
  - (2)積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、女と男のいずれか一方に対し、その機会をより積極的に提供することをいいます。
  - (3)市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいいます。
  - (4)事業者 市内において公共機関、民間、営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいいます。

条例全体にわたるキーワードを定義しています。

## 4 基本理念

### 第1章 総則

- 第3条** 女と男がともに参画する社会づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進させなければなりません。
- (1)女と男が性別による差別的取扱いを受けないこと、女と男が個人として能力を発揮する機会が確保されること等女と男の人権が尊重されること。
  - (2)妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、女と男が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。
  - (3)社会における制度又は慣行が性別により社会における自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮されること。
  - (4)女と男が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
  - (5)家族を構成する女と男が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことと、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすること。
  - (6)国際社会における取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら推進されること。

市、市民、事業者が共有すべき基本的な考え方、理念を6つにまとめ明記しました。

- (1) 女と男の人権の尊重
- (2) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (3) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (4) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (5) 家庭生活における活動と他の活動の調和
- (6) 国際社会の動向を踏まえた取組



# 5 責 務

## 第1章 総則

### (市の責務)

**第4条** 市は、女と男がともに参画する社会づくりの推進を主要な施策として位置づけ、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づいて、女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

2 市は、女と男がともに参画する社会づくりの推進に当たっては、市民及び事業者と協働して取り組むものとしします。

### (市民の責務)

**第5条** 市民は、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、基本理念に基づいて、自ら積極的に女と男がともに参画する社会づくりを推進するとともに、市が実施する女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策に協働して取り組むものとしします。

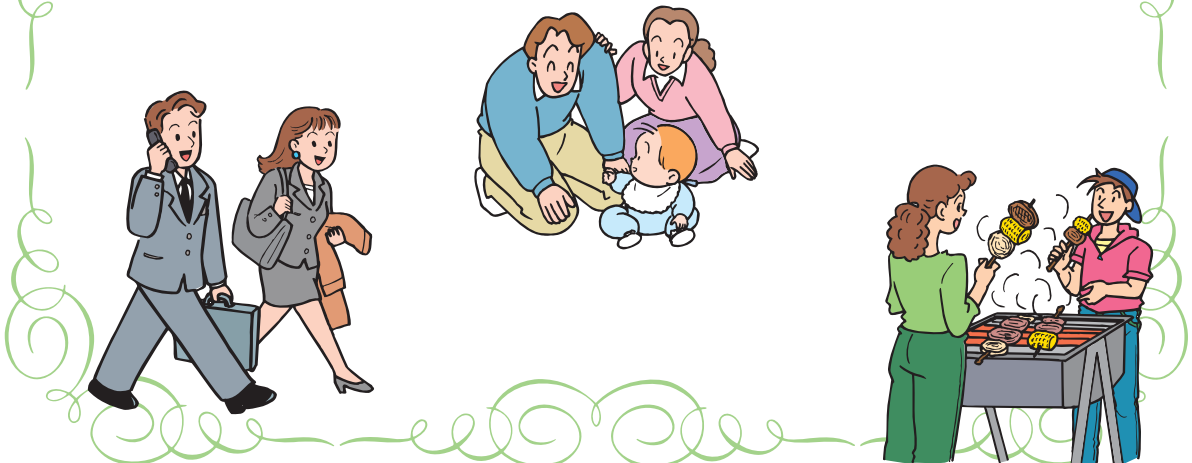
### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念に基づいて、女と男が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活と家庭生活を両立して行うことができる職場環境を整備するとともに、市が実施する女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策に協働して取り組むものとしします。

第4条から第6条では、市、市民、事業者が果たすべき責務について明記しました。それぞれが基本理念を共有した上で、女と男がともに参画する社会づくりに関する施策に協働して取り組むことが大切です。

## ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和をいいます。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域での生活においても、子育てや介護など人生の各段階に応じたいろいろな生き方を選択・実現できるようにすることです。



# 6

## 性別による人権侵害の禁止等

### 第1章 総則

(性別による差別的取扱いの禁止等)

**第7条** すべての人は、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

(1)性別による差別的取扱い

(2)男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(3)セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与える行為をいいます。）

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について、必要な広報その他の啓発に努めるものとします。

(公衆に表示する情報に関する留意)

**第8条** すべての人は、広告、ポスター、看板等公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように努めなければなりません。

(1)性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2)行き過ぎた性的な表現

第7条、第8条では女と男がともに参画する社会づくりのためには、これを阻害する行為を禁止し、注意を促す必要があるため規定しています。

第7条(2)は、DV(ドメスティック・バイオレンス)など、配偶者だけでなく男女間の暴力的行為を禁止しています。

## DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナー等の親密な関係にある人からふるわれる暴力という意味で使われます。

DVは、相手を暴力という力で支配して、自分の思いどおりに動かし、相手の自己決定権まで奪ってしまう重大な人権侵害です。

● 身体的暴力

殴る  
蹴る  
物を投げつける など

● 精神的暴力

何でも従えと言う  
外出を禁止する  
何を言っても無視する など

● 性的暴力

性行為の強要  
避妊に協力しない など

● 子どもを巻き込んだ暴力

子どもに暴力をふるうと脅す  
暴力を見せる など

● 経済的暴力

生活費を渡さない など

(男女共同参画計画)

**第9条** 市長は、女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を策定するものとします。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

(1)総合的、長期的に講ずるべき女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第3章に規定する須坂市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとします。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更についても準用します。

(施策の策定にあたっての配慮)

**第10条** 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、女と男がともに参画する社会づくりの推進に配慮するものとします。

(財政上の措置)

**第11条** 市は、女と男がともに参画する社会づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(施策の実施状況の検証・公表等)

**第12条** 市長は、毎年、市が講じた女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策の実施状況及び女と男がともに参画する社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければなりません。

2 市は、女と男がともに参画する社会づくりの推進状況を踏まえ、市の施策等について検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

第9条では、女と男がともに参画する社会づくりの基本となる男女共同参画計画について、策定の根拠、定めるべき内容、必要な手続きについて規定しています。

第10条から第12条では、施策の策定においての配慮や、施策の実施状況などを規定しています。特に第12条では、推進状況については、その検証も重要であると考えて明記しています。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現のため、基本理念と国・地方公共団体・国民の責務等について規定し、平成11年に施行されました。このなかで、男女共同参画計画については、都道府県に策定が義務付けられており、市町村には定めるよう努めなければならないと規定されています。須坂市でも、男女共同参画計画を策定し、それに基づいて取り組みを進めています。



# 8

## 市の基本的施策

### 第2章 女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する基本的施策

(広報啓発活動の充実)

**第13条** 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深め、意識の普及、高揚を図るため、多様な機会や媒体を通して、女と男がともに参画する社会づくりに関する広報、啓発活動の充実その他の措置を講ずるものとします。

(教育及び学習の機会の充実)

**第14条** 市は、女と男がともに参画する社会づくりの実現について、教育の果たす役割が重要であることから、家庭、学校、社会教育等あらゆる教育活動及び学習活動により、個人を尊重することやすべての人が平等で互いに協力し理解する意識がはぐくまれるよう環境整備に努めるものとします。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

**第15条** 市は、女と男がともに家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立することができるように、必要な支援を行うものとします。

(自営業における環境整備)

**第16条** 市は、自営の農林業、商工業等に従事する女と男が、正当な評価のもとに、その主体性を生かし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、家族経営協定等の環境整備に努めるものとします。

第14条では、教育及び学習の機会の充実について規定しています。教育活動及び学習活動については、家庭、学校、社会などあらゆる場面で、市民一人ひとりや、教育関係者のみなさんとともに、進めていく必要があります。第16条では、自営業における環境整備について規定しています。農業の分野においては、家族経営協定の締結というとても良い取り組みが進んでいます。話し合うことで、家族一人ひとりが尊重される家族関係をつくることが重要です。

## 家族経営協定

日本の農業は、主として家族経営(家族員による労働)で営まれてきました。所得は家族・世帯全体のものでありながら、世帯主あるいは経営主に帰属していました。そこで、経営に参加している家族員の話し合いで、各員の経営上の位置や労働条件を明確にし、働きに見合う所得の配分などについて、取り決めをつくることで、農家経営を活性化し、また農業における女性や後継者の地位向上を推進しています。



(調査研究の推進)

**第17条** 市長は、女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとします。

2 市長は、前項の調査研究において必要があると認められる場合は、事業者の協力を得た上で、その事業活動における女と男がともに参画する社会づくりの状況について報告を求めることができます。

(市民等の活動に対する支援)

**第18条** 市は、市民及び事業者が女と男がともに参画する社会づくりの推進に関して行う活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

(附属機関の委員等の構成)

**第19条** 市は、附属機関の委員等について、積極的改善措置を講じ、女と男の数が均衡した構成とするよう努めるものとします。

(苦情及び相談への対応)

**第20条** 市長は、女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策又は女と男がともに参画する社会づくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し速やかに適切な対応をとるものとします。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他、女と男がともに参画する社会づくりの推進を妨げると認められる要因による人権侵害に関し、市民等からの相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、第3章に規定する須坂市男女共同参画推進委員会の意見を聴くことができます。

(推進体制の整備)

**第21条** 市は、女と男がともに参画する社会づくりを推進するため、必要な推進体制の整備に努めるものとします。

第19条では、政策等の立案及び決定への共同参画を推進するために、市の附属機関の委員構成は女と男の数の均衡が図られるよう努めることを規定しています。



# 9

## 須坂市男女共同参画推進委員会

### 第3章 須坂市男女共同参画推進委員会

(設置)

**第22条** 女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策を総合的、効果的に推進する上で必要な事項を調査審議するために、須坂市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

(任務)

**第23条** 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとします。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する施策に関する事項
- (3) 女と男がともに参画する社会づくりの推進状況の調査及び評価に関する事項
- (4) 第20条の規定により申出があった苦情等における市の対応に関する事項
- (5) その他女と男がともに参画する社会づくりに関する事項

(組織)

**第24条** 委員会は、委員15人以内をもって組織します。

- 2 委員のうち、女と男のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはなりません。
- 3 委員は、市民、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱します。

(任期)

**第25条** 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

**第26条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選します。

- 2 会長は、会務を総理します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理します。

(会議)

**第27条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となります。ただし、委員会を初めて招集するときは、市長が招集します。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができます。

(部会)

**第28条** 委員会に、必要に応じて部会を置くことができます。

第22条から第28条までは、男女共同参画計画の策定や女と男がともに参画する社会づくりの推進に関する重要事項を調査審議するための、須坂市男女共同参画推進委員会について規定しています。

# 10 補 則

### 第4章 雑則

**第29条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることができます。

**須坂市市民共創部男女共同参画課** 平成23年2月

〒382-8511 須坂市大字須坂1528番地の1

Tel 026-245-1400(代表) 026-248-9034(課専用)

Fax 026-246-0750(代表)

Eメール : s-danjyokyodosankaku@city.suzaka.nagano.jp

HP : <http://www.city.suzaka.nagano.jp/>



環境にやさしい大豆インクと再生紙を使用しています。